

議案第103号

訴えの提起について

次のとおり、不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成23年 6月10日提出

川崎市長 阿部 孝夫

1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 * * * * * * *

* * * * * * *

2 請求の要旨

* * * * * * * 及び * * * * * * * * * (以下「被告となるべき者ら」という。)は、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事について、他の事業者と共同して、不当な取引制限を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、これらの命令のうち* * * * * * *に対するものは、審判の請求がなされることなく確定した。

このため、本市は、被告となるべき者らに、川崎市工事請負契約約款に基づき、不正行為に対する賠償金の支払請求をしたが、被告となるべき者らはこれに応じないため、被告となるべき者らに対して不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

參考資料

事 件 の 概 要